

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	( 同 )	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	( 同 )	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	( 同 )	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
選挙管理委員会		
○宮城県議会議員補欠選挙の期日等		四
○同時選挙における投票及び開票の順序		四
○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者		五
○宮城県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時		五
○宮城県議会議員補欠選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額		五
○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)		五
○開票事務と選挙会事務を併せて行わないこと		五
○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所		六
○宮城県議会議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時		六

### 公 告

ページ

○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施  
収用委員会  
○相川沢川十三浜事件公示による通知

八 六

## 告 示

○宮城県告示第九百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

六

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
リフレ薬局多賀城店	多賀城市中央一丁目一六〇九	株式会社メデイカルコスモ	仙台市青葉区立町一番二十三号	平成二十九年二月二十三日
株式会社アサヒ薬局	遠田郡涌谷町字本町八十四一三	株式会社アサヒ薬局	遠田郡涌谷町字本町八十四一三	平成二十九年二月一日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
まごころデイサービス美田園	名取市美田園三丁目一番地の一	株式会社シルバーサポート まごころ	仙台市若林区遠見塚二丁目二十七番九号	平成二十八年八月一日

三 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
和泉介護サービス	多賀城市高橋四丁目十一十二	株式会社和泉介護サービス	仙台市泉区市名坂字御釜田百四十三一四	平成二十八年十二月一日

四 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
まごころデイサービス美田園	名取市美田園三丁目一番地の一	株式会社シルバーサポート まごころ	仙台市若林区遠見塚二丁目二十七番九号	平成二十八年八月一日

○宮城県告示第九百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
アイセイ薬局明石台店	富谷市明石台六丁目一二十	株式会社アイセイ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年九月三十日

アイセイ薬局多賀城山王店	多賀城市山王字中山王十三一	株式会社アイセイ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年九月三十日
すかい薬局本塩釜店	塩竈市北浜一七七一六	株式会社Light Sky	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年十一月三十日
JAみどりのふれ愛福祉センター 小牛田	遠田郡美里町中埜字卯時三一	みどりの農業協同組合	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成二十九年三月三十一日

○宮城県告示第九百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	野のゆりホームケアプランセンター	黒川郡富谷町富ヶ丘三丁目十四番一号	特定非営利活動法人野のゆりホーム	黒川郡大和町宮床字中野四十番地の二	平成二十八年八月一日			特定非営利活動法人野のゆりホーム	黒川郡大和町宮床字中野四十番地の二	平成二十八年八月一日
	特定非営利活動法人野のゆりホーム	黒川郡富谷町富ヶ丘三丁目十四番一号	特定非営利活動法人野のゆりホーム	黒川郡大和町宮床字中野四十番地の二	平成二十八年八月一日			株式会社国土コンサルテイング	石巻市三輪田字新寺前五十六番地	平成二十九年三月三日
	あん暖手ナースステーション	石巻市三輪田字新寺前五十六番地	株式会社国土コンサルテイング	石巻市三輪田字新寺前五十六番地	平成二十九年三月三日			株式会社国土コンサルテイング	石巻市三輪田字新寺前五十六番地	平成二十九年三月三日
	あん暖手ケアプランセンター	石巻市三輪田字新寺前五十六番地	株式会社国土コンサルテイング	石巻市三輪田字新寺前五十六番地	平成二十九年三月三日			株式会社国土コンサルテイング	石巻市三輪田字新寺前五十六番地	平成二十九年三月三日
	あん暖手ケアプランセンター	石巻市須江字しらさぎ台三丁目三番八号	株式会社国土コンサルテイング	石巻市須江字しらさぎ台三丁目三番八号	平成二十九年二月二十二日			株式会社国土コンサルテイング	石巻市須江字しらさぎ台三丁目三番八号	平成二十九年二月二十二日

○宮城県告示第九百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

〇四一三〇〇四六〇	栗原市立若柳病院 栗原市若柳字川北原 畑二十三番地四	短期入所	栗原市	平成二十九年 十月一日
-----------	----------------------------------	------	-----	----------------

〇宮城県告示第九百二十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
石巻市鮎川浜湊川三七番一七地先から 同市鮎川浜南七番四地先まで		前A	後A	九・九	一七・三	六八〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
		前B	後B	八・〇	一七・三	六五〇・〇		

〇宮城県告示第九百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市鮎川浜湊川三六番一地先から 同市鮎川浜南四九番二地先まで	平成二十九年 十月十三日

## 公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十月十三日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
 地域の名称  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 黒川郡大衡村大森字上畑二十八番二

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 黒川郡大衡村大森字上畑二十八番地  
 高橋 悦史

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十月十三日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
 地域の名称  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 黒川郡大衡村大瓜字四反田九十番三の一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 黒川郡大衡村大衡字松本三十四番地  
 遠藤 秀悦

## 選挙管理委員会

〇宮選挙告示第百三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十三条第三項の規定による宮城県議会議員補欠選挙（名取選挙区）は、同法第百十九条第一項の規定により平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙と同時に執行する。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙すべき議員の数 一人

〇宮選挙告示第百三十四号

平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙及び同時に行う宮城県議会議員補欠選挙（名取選

挙区)の投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 宮城県知事選挙

二 宮城県議会議員補欠選挙

○宮選管告示第百三十五号

平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙(名取選挙区)における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙長 仙台市太白区西中田三丁目二番二号

同職務代理者 仙台市太白区長町南四丁目二番五六

○宮選管告示第百三十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙(名取選挙区)における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 場所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日時 平成二十九年十月二十四日 午前十時

○宮選管告示第百三十七号

平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙(名取選挙区)における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

候補者一人につき 金六、五三四、九〇〇円

○宮選管告示第百三十八号

平成二十九年十月十二日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、九三九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四三、三六四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

名 取 選 挙 区 二一、一六四

○宮選管告示第百三十九号

平成二十九年十月十二日現在における地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三、三六四

○宮選管告示第百四十号

平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙(名取選挙区)における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないものとする。

平成二十九年十月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○名補選告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙(名取選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十九年十月十三日

宮城県議会議員補欠選挙名取選挙区

選挙長 中 鉢 光 男

仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

○名補選告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙(名取選挙区)における選挙立会人のくへは次のとおりこれを行う。

平成二十九年十月十三日

宮城県議会議員補欠選挙名取選挙区

選挙長 中 鉢 光 男

一 場所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日時 平成二十九年十月十九日 午後五時

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第134号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年10月13日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 検定に係る警備業務の種類及び級

(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。)に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。)に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

(6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 学科試験及び実技試験の一部  
平成30年1月9日(火) 午前9時30分から

※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施(負傷者の救護、護身方法)

(2) 実技試験

- 平成30年1月22日(月) 空港保安警備業務1級及び2級
  - 平成30年1月23日(火) 施設警備業務1級及び2級
  - 平成30年1月24日(水) 交通誘導警備業務1級及び2級
  - 平成30年1月25日(木) 雑踏警備業務1級及び2級
  - 平成30年1月26日(金) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
  - 平成30年1月29日(月) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- ※上記各実施日について午前9時30分から

3 実施場所

- (1) 学科試験及び実技試験の一部  
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
宮城県警察本部



<p>(2) 実技試験 宮城県多賀城市明月2-2-1 ポリテクセンター宮城多賀城実習場</p> <p>4 受検人員 当該警備業務各種別の1級及び2級全体で30人</p> <p>5 受検対象者 当該警備業務各1級</p> <p>(1) 当該警備業務各1級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 当該警備業務各2級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容 当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、年齢、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 平成29年12月11日（月）から同月15日（金）までの5日間（12月11日から14日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）とする。 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>8 受検申請手続 事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと。 (1) 申請受付期間</p>	<p>(2) 申請書の提出先 平成29年12月18日（月）から同月22日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで） 事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。 なお、郵送による提出は受け付けないこととする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通 イ 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通 ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通 エ 前記5-(1)アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通 オ 前記5-(1)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通 カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 2葉</p> <p>(4) 受検手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、 ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円 イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円 ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円 エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円 オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円 カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円 の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。 9 検定の実施に関し必要な事項 検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p>
--	---

10 その他

検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全企画課  
電話番号022-221-7171 内線3054・3055

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第34号

相川沢川十三浜事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

平成29年10月13日

宮城県収用委員会

1 通知すべき書類

平成29年9月27日付け宮収第21号 審理の開始についての通知書

2 通知を受けるべき者

小山 浩一 住所・常居所不明

ただし、住民票の住所「埼玉県さいたま市緑区東浦和2丁目44番地2 ニューズリ  
ンス301号」

なお、登記簿上の住所「埼玉県さいたま市緑区東浦和二丁目44番地2」